

## 日立市飲食店応援給付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日立市中小企業振興基本条例（平成30年条例第23号（以下「条例」という。）」第4条に規定する市の責務及び条例第9条に規定する施策の基本方針に従い、食料品等の価格高騰が続く中、価格転嫁を随時実施することが困難な飲食店の負担を軽減するため、事業全般に利用できる資金として給付金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号（以下「規則」という。）」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (給付金の交付対象)

第2条 給付金の交付対象については、次の表のとおりとする。

対象者	次に掲げる全ての事項に該当する者 (1) 日立市内に本店又は本社がある者（個人事業主の場合は日立市に住所を有する者） (2) 申請時点において、今後も対象店舗の営業を継続する意思を有している者 (3) 申請時点において、日立市の市税に未納がない者 (4) 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者 (5) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体でない者
対象店舗	次に掲げる全ての事項に該当する店舗 (1) 令和8年4月1日時点において、日立市内で営業している店舗 (2) 主として店内で食事の提供を目的とした店舗（客席を有し、店舗の売上高のおおむね2分の1以上を店内での飲食による売上で占めるもの） (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている店舗 (4) 不特定多数の一般の客に対し飲食を提供する店舗 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当しない店舗
交付額	1店舗当たり10万円（定額）

### (交付の申請)

第3条 この要綱に基づく給付金の交付を受けようとする者は、日立市飲食店応援給付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 店舗の写真（外観・内観、各1枚）
- (2) 通帳やキャッシュカードの写し、口座情報画面を印刷したものなど、申請者名義の振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が確認できるもの

(電磁的方法による申請等)

第4条 この要綱に基づく給付金の交付を受けようとする者は、前条の規定に基づく交付の申請について、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式)により行うことができる。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、日立市飲食店応援給付金交付要件確認書(様式第2号)を作成の上、給付金の交付の適否を決定する。

2 規則第5条の規定に基づく交付の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する額の確定を併せて行うこととする。

(交付の決定に関する通知)

第6条 市長は、給付金の交付を決定したときは、日立市飲食店応援給付金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(電磁的方法による通知等)

第7条 市長は、第4条の規定により行われた交付の申請に対し、前項の規定に基づく通知を電磁的方法により行うことができる。

(実績報告)

第8条 規則第6条の2の規定による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

(交付の請求)

第9条 規則第8条の規定による補助金等交付請求書及び同条各号の書類の提出は省略し、日立市飲食店応援給付金交付決定通知書に記載の日に請求があったものとみなす。

(証拠書類の保存)

第10条 規則第12条に規定する相当期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。